



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
号外(12)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課) 1

規則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第40号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第14条中「附則第11条の4第2項」を「附則第11条の4第3項」に改める。

別表2(30)の項および(31)の項を次のように改める。

(30)および(31) 削除	
----------------	--

別表2(31)の2の項中「付則第9条第6項」を「付則第9条第3項」に、「同条第7項」を「同条第4項」に、「付則第9条第9項」を「付則第9条第6項」に、「同条第10項」を「同条第7項」に改め、同表2(31)の3の項中「付則第9条第7項」を「付則第9条第4項」に、「付則第9条第10項」を「付則第9条第7項」に改める。

別記様式第11号の4および別記様式第11号の5を次のように改める。

様式第11号の4および様式第11号の5 削除

別記様式第11号の6中「第9条第6項(第7項)」を「第9条第3項(第4項)」に、「第9条第9項(第10項)」を「第9条第6項(第7項)」に改める。

別記様式第11号の6の2中「第9条第7項」を「第9条第4項」に、「第9条第10項」を「第9条第7項」に改める。

付則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税規則(以下「旧規則」という。)別記様式第11号の4および別記様式第11号の5による用紙は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。
- この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第11号の6および別記様式第11号の6の2による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

